

欧州連合司法裁判所，並行輸入品を販売する際の再包装業者の記載要件を明確化

2011年7月31日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は，7月28日，並行輸入品を販売する際の再包装業者の記載要件を明確化する判決（C-400/09 および C-207/10）を下した。

EU 域内においては，並行輸入に対する商標の権利行使は原則として許容されないことが，商標ハーモ指令（89/104/EEC）第7条(1)に記載されている一方，同条(2)においては，再包装によって商品の状態が変化または損なわれた場合には，権利行使が可能であることが示されている。

また，再包装と商標の権利行使の問題については，これまでも CJEU（リスボン条約発効以前の名称は「欧州司法裁判所（ECJ）」）においていくつかの議論が行われている。特に，1996年の BMS 判決（C-427/93，C-429/93，C-436/93）では，商標ハーモ指令第7条(2)に該当しないための5つの要件が示されており，そのひとつとして，再包装に対して商標権者が責任を有しているという印象を排除するために，新しい包装は再包装業者を明確に記載することが指摘されていた。

本判決は，新しい包装に記載されている再包装業者が実際に包装を行った企業ではなく，再包装を指示したグループ企業であった場合に，商標の権利行使の可能性について判示したものであり，このような場合であっても商標ハーモ指令第7条(2)には該当しないことが明らかにされた。

EU 域内での医薬品の並行輸入においては，各国で医薬品の市場販売承認の基準が異なるために再包装が行われる場合が多く，再包装の際の商標の権利行使の基準の明確化が求められていたところ，本判決はとりわけ医薬品業界に対して大きい影響を与えると考えられる。

なお，商標ハーモ指令（89/104/EEC）は，2008年11月28日に発効した新指令（2008/95/EC）に置き換えられたものの，本判決は適用時期の関係から旧法に基づいている。

本判決の概要は次のとおり。

#### <C-400/09 の経緯>

オリファーム（Orifarm）グループは，デンマークのオーデンセに本社を構える北欧諸国

で最大規模の医薬品並行輸入業者であり、2008年にはデンマークで最大の医薬品提供企業であった。

一方、メルク社は世界最大級の医薬品製造企業であり、本件ではメルク社が製造した医薬品がオリファームグループによってデンマーク市場へ並行輸入されていた。また、メルク社はこれらの医薬品に関する商標権者であるか、または、商標権者との合意の下で訴訟提起の権利が認められていた。

オリファームグループのオリファーム社等はこれらの医薬品について市場販売承認を得ており、再包装を行っていたオリファーム・サプライ社等も同様に市場販売承認を得ていた。オリファーム社等は新しい包装のデザインとラベルを含む本件の医薬品の購入、再包装および販売に関する全ての決定を行い、オリファーム・サプライ社等が医薬品の購入と再包装を行っていたが、デンマーク薬品局によって制定された再包装の要件に適合するための法的責任を全うしていた。そして、場合によって、医薬品の包装には、オリファーム社によって再包装されたことが示されていた。

メルク社は、実際の再包装業者の名前が医薬品の包装に示されていないことを理由に、デンマークの海事・商事裁判所に2件の訴訟を提起した。2008年2月21日と6月20日の判決において、海事・商事裁判所は、実際に再包装を行った企業の名前が包装に示されていないから、被告はメルク社の商標を侵害したとして、メルク社に対する金銭的補償を命じた。オリファーム社等およびオリファーム・サプライ社等は、これを不服としてデンマーク最高裁判所へ控訴した。

#### <C-207/10の経緯>

デンマークのバレルプに本社を構えるパラノバ (Paranova) グループは、C-400/09と同様に、メルク社によって製造された医薬品をデンマークへ並行輸入していた。一方、メルク社はこれらの医薬品に関する商標権者であるか、または、商標権者との合意の下で訴訟提起の権利が認められていた。

パラノバグループのパラノバ・デンマーク社および再包装を行っていたパラノバ・パック社は、これらの医薬品について市場販売承認を得ていた。パラノバ・デンマーク社は新しい包装のデザインとラベルを含む本件の医薬品の購入、再包装および販売に関する全ての決定を行い、パラノバ・パック社が医薬品の購入と再包装を行っていたが、デンマーク薬品局によって制定された再包装の要件に適合するための法的責任を全うしていた。そして、医薬品の包装には、パラノバ・デンマーク社によって再包装されたことが示されていた。

メルク社は、実際の再包装業者の名前が医薬品の包装に示されていないことを理由に、デンマークの海事・商事裁判所に2件の訴訟を提起した。2007年8月15日と2008年3月31日の判決において、海事・商事裁判所は、実際に再包装を行った企業の名前が包装に示されていないことから、パノラバ・デンマーク社とパノラバ・パック社に対してこれらの医薬品販売の禁止を命じた。パノラバ・デンマーク社とパノラバ・パック社は、これを不服としてデンマーク最高裁判所へ控訴した。

< CJEU の判決の概要 >

デンマーク最高裁判所から商標ハーモ指令および過去の判例解釈について付託を受けた CJEU は、次のとおり判示した。

商標ハーモ指令第7条(2)は、指示を受けて製品を実際に再包装し、またその許諾を得た企業ではなく、医薬品の市場販売承認を得て再包装が実施されることを指示しその再包装の法的責任を負う企業を、再包装業者として、新しい包装に記載されていないという理由のみによって、並行輸入される医薬品に関連する商標権者に対して、再包装された状態のその医薬品の更なる売買への反対を許可するものではないと解釈されなければならない。

< 参考：関連条文の仮訳 >

商標ハーモ指令 (89/104/EEC)

第7条 商標により与えられる権利の消尽

(1) 商標は、所有者によりまたは所有者の同意を得てその商標のもとで共同体市場に置かれた商品に関連する商品の使用を禁止する権限を所有者に与えない。

(2) 特に商品が市場に置かれた後で商品の状態が変化または損なわれるときなど、所有者が商品の更なる商業化に反対する正当な理由があるときは、第1項は適用しない。

— 判決文は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(First Chamber\)](#)

— BMS 判決は、以下参照 —

[Judgment of the Court of 11 July 1996](#)

(以上)